

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 ほか5名

被告 国 ほか1名

証拠説明書(1)

令和4年4月28日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告指定代理人

井上 恵理子

古川 善 健

北口 直 輝

略語等は準備書面等の例による。

号 証	標 目 (作成者)	作成 年月日	立 証 趣 旨	備考 (刑事事件にお ける証拠番号)
丙 1	捜査報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員巡查部長)	写し H29. 12. 22	本件通達の内容 等	刑甲 2
丙 2	捜査関係事項照会書 (警視庁公安部外事第一 課長司法警察員警視)	写し H30. 8. 3	第 1 事件の噴霧 乾燥器 (R L - 5 型) の貨物等 省令 3 要件該当 性に関する照会	刑甲 1 4
丙 3	回答書 (経済産業省貿易経済協 力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長)	写し H30. 8. 10	丙 2 の回答	刑甲 1 5
丙 4	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し R1. 6. 14	丙 3 の回答理由 についての経済 産業省貿易経済 協力局貿易管理 部安全保障貿易 管理課課長補佐 (当時) の供述 内容等	刑甲 1 6
丙 5	供述調書	写し H30. 3. 28	本件要件ハの「滅	刑甲 1 3

	(警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)			菌又は殺菌」の解釈等についての防衛医科大学四ノ教授の供述内容等	
丙6	捜査報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H30. 4. 10	第1事件の噴霧乾燥器 (R L - 5型) 内部の最低温箇所を特定するための実験結果等	刑甲8
丙7	捜査報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H30. 7. 23	第1事件の噴霧乾燥器 (R L - 5型) 内部の最低温箇所の温度計測実験結果等	刑甲9
丙8	捜査関係事項照会書 (警視庁公安部外事第一課長司法警察員警視)	写し	R1. 7. 26	第2事件の噴霧乾燥器 (L - 8 i型) の貨物等省令3要件該当性に関する照会	刑甲44
丙9	回答書 (経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長)	写し	R1. 8. 9	丙8の回答	刑甲45
丙10	供述調書	写し	R1. 10. 17	丙9の回答理由	刑甲46

	(警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)			についての経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課課長補佐(当時)の供述内容等	
丙11	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H30.7.31	乾燥状態の腸管出血性大腸菌O157の熱処理での殺菌等についての千葉大学大学院清水准教授の供述内容	刑甲11
丙12	訂正報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H30.7.31	丙12の奥書日付の訂正	刑甲12
丙13	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H30.9.13	乾燥状態の大腸菌及びウェルシュ菌の熱処理での殺菌等についての岐阜大学田中教授の供述内容	刑甲10
丙14	捜査報告書 (警視庁公安部外事第一	写し	R1.5.15	第2事件の噴霧乾燥器(L-8	刑甲43

	課司法警察員巡查部長)			i 型) 内部の最低温箇所の温度計測実験結果等	
丙15	捜査関係事項照会書 (警視庁公安部外事第一課長司法警察員警視)	写し	H30.6.21	ベスト菌及び野兎病菌の殺菌の有無に関する照会	
丙16	捜査報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H29.11.13	第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)に係る原告会社の製品カタログの内容等	刑甲4
丙17	捜査報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1.6.25	第2事件の噴霧乾燥器(L-8i型)に係る原告会社の製品カタログの内容等	刑甲40
丙18	供述調書 (東京地方検察庁検察官検事)	写し	R2.3.25	原告会社専務取締役の[ ]が、第1事件(外為法違反)の起訴前の取調べにおいて、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がり	刑甲33

				づらいことを指摘しなかったこと等	
丙19	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2.6.2	原告会社専務取締役の が、第1事件 (関税法違反) 及び第2事件の 起訴前の取調べ において、丙1 8での供述を変 遷させたものの、 それでもなお本 件各噴霧乾燥器 の乾燥室測定口 の温度が上がり づらいことを指 摘しなかったこ と等	刑甲62
丙20	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事(当時))	写し	R2.6.3	原告会社エンジ ニアリング部部 責代理が、本件 各噴霧乾燥器の 乾燥室測定口の 温度が上がりづ らいことを指摘	刑甲69

				しなかったこと 等	
丙21	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 3. 30	原告会社従業員 が、本件各噴霧 乾燥器が本件要 件ハに該当する 可能性があると思 った旨供述して いたこと等	刑甲31
丙22	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 3. 24	原告会社エンジ ニアリング部部 責が、本件各噴 霧乾燥器が本件 要件ハに該当す ると心配してい た旨供述してい たこと等	刑甲32
丙23	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H29. 12. 26	本件要件ハの解 釈についての東 京慈恵会医科大 学浦島充佳教授 の供述内容	
丙24	照会書 (東京法務局訟務部長)	写し	R4. 4. 18	本件要件ハに関 する経済産業省 の解釈に関する 照会	

丙25	回答書 (経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長)	写し	R4. 4. 18	丙24に対する回答	
丙26	捜査関係事項照会書 (警視庁公安部外事第一課長司法警察員警視)	写し	H30. 5. 15	腸管出血性大腸菌O157の乾熱に対する熱感受性の実験結果に対する照会(回答書は丙4に添付)	刑甲80
丙27	捜査関係事項照会書 (警視庁公安部外事第一課長司法警察員警視)	写し	H30. 1. 9	乾熱滅菌器によるウェルシュ菌及び大腸菌の殺菌試験結果の照会 (回答書は丙4に添付)	刑甲87